

原 著

成人の歯科予防処置に必要な歯科衛生士数の評価

—山梨県の歯科医療機関における質問紙調査から—

田口可奈子^{1,2)}

概要：本研究の目的は、成人に対して歯科予防処置を行う場合の必要歯科衛生士数（「必要 DH 数」）を推計し、就業歯科衛生士数（就業 DH 数）と比較してその充足状況を評価することである。そのために今回は、一つの地域の歯科医療機関を対象にした質問紙調査を行った。それによって得られた値を「必要 DH 数」を算定する推計式に当てはめた。

山梨県の歯科医療機関を対象に、歯科衛生士の雇用人数とその労働時間、一回の歯科予防処置時間（「最長」、「最短」、および「最頻」の時間）、定期歯科健診の頻度、および診療時間について質問紙調査を行った。歯科衛生士の充足状況に関する評価には、「必要 DH 数」/就業 DH 数の比を用いた。山梨県において「必要 DH 数」は、一回の歯科予防処置の時間の平均が「最短」（9.4 分）、および「最頻」（18.1 分）の場合には充足されているが、「最長」（32.0 分）の場合には不足していると評価された。その平均「最長」時間を用いた場合の「必要 DH 数」/就業 DH 数の比は、山梨県では、1.61 であった。

索引用語：歯科衛生士，歯科予防処置，成人，定期歯科健診，推計式

口腔衛生会誌 67：18-22, 2017

（受付：平成 28 年 7 月 27 日/受理：平成 28 年 9 月 7 日）

緒 言

歯科衛生士法¹⁾にあるように、歯科衛生士の業務の一つは「歯科疾患の予防（歯科予防処置）」とされている。その歯科予防処置として「歯牙露出面、および正常な歯茎の遊離縁下の付着物、および沈着物を機械的操作によって除去すること」、「歯牙、および口腔に対して薬物を塗布すること」が示されている。これらは専門的な歯科予防処置であり、その効果を高めるためには、定期的な処置（定期歯科健診）を行うことが重要である。

わが国の現状としては、歯科衛生士の多くが歯科診療所（歯科医療機関）に就業しており、2014（平成 26）年現在、歯科医療機関の就業歯科衛生士数（就業 DH 数）は 100,981.6 人（就業者の 93.6%）である²⁾。目下のところ、こうした歯科予防処置を行う場としては、歯科医療機関が適当であるといえるが、歯科医療機関において歯科衛生士が行う歯科疾患の予防処置の実施状況については、その現状が把握されていない。

さらに、わが国全体を視野に入れた「歯科疾患の予

防」に必要な歯科衛生士の「理想値」に関する研究は見当たらなかった。

筆者らはこれまでに、成人に対する歯科予防処置を提供するための「必要 DH 数」を算定する推計式を開発し、既存の統計資料、および仮定の歯科予防処置を設定して推計を行った³⁾。この結果、実際の歯科予防処置の現状が明らかになっていないことから、より現実的な推計を行うためには、研究の第一段階で設定した仮定に含まれる 2 つの項目である「歯科予防処置時間」、および「定期歯科健診の頻度」について歯科医療機関における実情を明らかにする必要が生じた。

そこで、本研究では、これらの 2 つの項目の歯科医療機関における実情を調べるために、一つの地域の歯科医療機関を対象とした質問紙調査を行い、そこで得られた値を「必要 DH 数」を算定する推計式に当てはめて、「必要 DH 数」の推計を行うことを目的とした。

¹⁾ 新潟大学大学院医歯学総合研究科口腔生命福祉学専攻

²⁾ 公益財団法人ライオン歯科衛生研究所